

## 第 46 回京都府民総合体育大会市町村対抗競技大会・市町村交流マスタース大会 市町村予選会事務処理要領

### 1 事業助成金交付申請書の提出について

予選会様式により、令和 5 年 5 月 28 日（日）までに本会事務局に提出してください。

### 2 助成金の交付について

予選会実施団体のみ、事業助成金交付申請書に基づき交付します。

（市町村予選会 1 種別 20,000 円、マスタース予選会 1 種別 10,000 円）

### 3 事業実績報告書の提出について

予選会様式により、事業終了後 1 ヶ月以内に本会事務局に提出してください。

### 4 助成金対象経費並びに証拠書類の整備について

(1)助成金対象経費とは次のとおりとします。

通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、諸謝金、保険料

\*食糧費は助成金対象経費外とする。

(2)証拠書類（領収証）は下記の「支出科目の説明・証拠書類の整備要領」を参照のうえ、科目ごとに完備し、各団体において 5 年間保管してください。

なお、事業実績報告書には、充当金額分のみ領収証の（写）と明細が分かるもの（納品書や請求書の（写））を添付してください。

【支出科目の説明・証拠書類の整備要領】

科 目	説 明	証 拠 書 類 ※必ず日付・明細等が明記してあること
1 通信運搬費	切手・ハガキ等 用具・器具等運搬費	購入先業者の発行する領収証 業者の発行する領収証
2 消耗品費	大会開催に伴う競技用消耗品 大会開催に伴う事務用消耗品	購入先業者の発行する領収証
3 印刷製本費	プログラム等の印刷代	業者の発行する領収証
4 賃借料	競技会場の借上料 用具・器具使用料 会議室使用料	利用施設管理者及び 所有者の発行する領収証
5 諸謝金 (日当)	競技役員           @ 3,000 円 競技補助員       @ 1,500 円 医師                @20,000 円 看護師             @15,000 円 ※上記の単価を目安とする。	個人領収証 ※ 自署、記名押印のこと
6 保険料	予選会の傷害保険料	業者の発行する領収証

※ 旅費交通費の「競技役員等」とは諸謝金の対象者とする。なお、審判員は競技役員に含む。

### 5 事業の変更について

事業助成金交付申請書の提出後、事業に変更が生じた場合は、直ちに本会事務局に連絡してください。